

○児童福祉法施行規則第6条の3第2項に規定する厚生労働大臣の定める修業教科目

(平成七年二月二八日)

(厚生省告示第三一号)

注 平成15年11月25日厚生労働省告示第368号改正現在

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第39条の3第2項の規定に基づき、厚生大臣の定める修業教科目を、次のように定める。

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の3第2項に規定する厚生労働大臣の定める修業教科目は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198号)別表第1の教科目の欄に掲げる教科目及び別表第2に掲げる全ての系列に係る教科目とする。